

2026年6月25日

新旧対照表

一般社団法人 日本音楽著作権協会

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<p>(表紙)</p> <p>管理委託契約約款</p> <p>1939年12月28日 許 可 (略)</p> <p>2025年6月26日 変更届出 <u>2026年6月25日 変更届出</u></p> <p>JASRAC[®] 一般社団法人 日本音楽著作権協会</p>	<p>(表紙)</p> <p>管理委託契約約款</p> <p>1939年12月28日 許 可 (略)</p> <p>2025年6月26日 変更届出</p> <p>JASRAC[®] 一般社団法人 日本音楽著作権協会</p>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<p>(管理手数料等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託者は、一般会計の<u>決算において</u>、収益（受取入会金を除く。第7項において同じ。）の合計が費用（<u>経常費用については事業費及び管理費に限る。同項において同じ。</u>）の合計を<u>上回ったときは、その差額（以下この項及び第7項において「プラスの差額」という。）に相当する額の金銭を</u>信託会計の原使用料に繰り入れるものとする。<u>ただし、その決算において第7項の規定による補填を行ったときは、プラスの差額からその補填額を控除した額の金銭を繰り入れるものとする。</u></p> <p>6 前項の規定により原使用料に繰り入れた<u>金銭</u>の分配の方法については、第19条第8項の規定を準用する。</p> <p>7 受託者は、一般会計の<u>決算においてプラスの差額が発生した場合において、その前年度の決算においてマイナスの差額（収益の合計が費用の合計に満たない場合の差額をいう。以下この項において同じ。）が発生していたときは、当年度のプラスの差額をもって前年度のマイナスの差額を補填するものとする。</u></p> <p>8 この条の規定は、信託法第48条の規定の適用を妨げない。</p>	<p>(管理手数料等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託者は、<u>1事業年度の一般会計の経常収益</u>（受取入会金を除く。第7項において同じ。）の合計が<u>経常費用</u>（事業費及び管理費に限る。同項において同じ。）の合計を<u>超過したときは、その超過額に相当する額の金銭</u>（以下「<u>収支差額金</u>」という。<u>次項及び同項において同じ。</u>）を信託会計の原使用料に繰り入れるものとする。</p> <p>6 前項の規定により原使用料に繰り入れた<u>収支差額金</u>の分配の方法については、第19条第8項の規定を準用する。</p> <p>7 受託者は、<u>1事業年度の一般会計の経常収益の合計が経常費用の合計に満たないときは、当該年度の翌年度の収支差額金</u>をもって補填するものとする。</p> <p>8 この条の規定は、信託法第48条の規定の適用を妨げない。</p>
<p>(終了事由)</p> <p>第35条 個別信託は、<u>次に掲げる場合に終了する。</u></p> <p>(1) <u>信託期間が満了したとき（第11条の規定による更新がされた場合を除く。）。</u></p> <p>(2) <u>第33条第1項後段に規定する3月31日が経過したとき。</u></p> <p>(3) <u>第33条第2項、前条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による解除の通知が到達したとき。</u></p>	<p>(終了事由)</p> <p>第35条 <u>次の各号のいずれかに該当する事由が生じた個別信託は、終了する。</u></p> <p>(1) <u>信託期間の満了</u>（第11条の規定による更新がされた場合を除く。）</p> <p>(2) <u>第33条第1項後段に規定する3月31日の経過</u></p> <p>(3) <u>第33条第2項、前条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による解除の通知の到達</u></p>

<p>(4) <u>破産手続開始の決定その他の事由により当該個別信託の委託者である音楽出版者（次号及び第6号において単に「委託者」という。）が解散したとき。</u></p> <p>(5) <u>委託者が第43条第1項第2号の規定による届出をしないで住所を変更し、又は住所を去った場合において、受託者が合理的な調査を行っても、その所在が判明しないとき。</u></p> <p>(6) <u>受託者による合理的な調査の結果、委託者が活動を既に停止しており、又は停止することが避けられず、かつ、再開する見込みもないと認められるに至ったとき。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる場合のほか、信託法に定める信託の終了事由が発生したとき。</u></p> <p>2 <u>受託者は、前項第5号又は第6号の規定により終了した個別信託について、次に掲げる情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、遅滞なく公開する。同項第4号の規定により終了した個別信託であって、その後に同項第5号又は第6号の規定にも該当することとなったものについても、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>委託者の名称及び住所</u></p> <p>(2) <u>終了原因及び終了日</u></p> <p>(3) <u>第37条第2項及び第38条の規定の適用がある旨</u></p>	<p>(4) <u>破産手続開始の決定その他の事由による委託者（音楽出版者に限る。）の解散</u></p> <p>(5) <u>委託者（音楽出版者に限る。）の所在不明（第43条第1項第2号の規定による届出をしないで住所を変更し、又は住所を去った場合において、受託者が合理的な調査を行っても、その所在が判明しないことをいう。以下同じ。）</u></p> <p>[新設]</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、信託法に定める信託の終了事由</u></p> <p>[新設]</p>
<p>(清算)</p> <p>第36条 前条第1項の規定により終了した個別信託（以下「清算信託」という。）は、清算が終了するまでは、信託法の規定により、なお存続するものとみなされる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(清算)</p> <p>第36条 前条の規定により終了した個別信託（以下「清算信託」という。）は、清算が終了するまでは、信託法の規定により、なお存続するものとみなされる。</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>(信託著作権の帰属に関する特例)</p> <p>第37条 清算信託(第35条第1項第4号の規定により終了した信託に限る。)の信託著作権のうち、委託者が著作権契約によって取得したものは、前条第3項の規定にかかわらず、その著作権契約の相手方に帰属するものとする。ただし、その相手方が他の個別信託の委託者でないときは、この限りでない。</p> <p>2 第35条第1項第5号又は第6号の規定に該当する清算信託(次条において「所在不明等の清算信託」という。)の信託著作権のうち、委託者が著作権契約によって取得したものは、前条第3項及び前項の規定にかかわらず、その著作権契約の相手方に帰属するものとする。</p>	<p>(信託著作権の帰属に関する特例)</p> <p>第37条 清算信託(第35条第4号の事由が生じて終了した信託に限る。)の信託著作権のうち、委託者が著作権契約によって取得したものは、前条第3項の規定にかかわらず、その著作権契約の相手方に帰属するものとする。ただし、その相手方が他の個別信託の委託者でないときは、この限りでない。</p> <p>2 清算信託(音楽出版者が委託者であるものに限る。)において、委託者が所在不明の場合は、当該清算信託の信託著作権のうち、委託者が著作権契約によって取得したものは、前条第3項及び前項の規定にかかわらず、その著作権契約の相手方に帰属するものとする。</p>
<p>(使用料等の分配に関する特例)</p> <p>第38条 所在不明等の清算信託の信託財産に属する使用料等のうち、委託者が著作権契約によって取得した著作権に係る作品を分配対象作品とするものは、第19条第3項から第6項までの規定にかかわらず、その著作権契約の相手方に分配するものとする。</p>	<p>(使用料等の分配に関する特例)</p> <p>第38条 清算信託(音楽出版者が委託者であるものに限る。)において、委託者が所在不明の場合は、当該清算信託の信託財産に属する使用料等のうち、委託者が著作権契約によって取得した著作権に係る作品を分配対象作品とするものは、第19条第3項から第6項までの規定にかかわらず、その著作権契約の相手方に分配するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この規程(管理委託契約約款の一部を変更する規程)は、2027年1月1日から施行し、この規程による変更後の管理委託契約約款第24条の規定は、2026年度決算から適用する。</u></p>	<p>[新設]</p>